2.令和5年度の事業の実施方針について

- **企業主導型保育事業費補助金の助成等に係る事務は、引き続き、間接補助事業として実施。**
- 指導・監査、巡回指導、研修、相談支援等の業務に関しては、国の委託事業として実施。

補助事業

○ 企業主導型保育事業費補助金実施要綱等に基づき、運営費等の助成を実施。

実施機関:公益財団法人児童育成協会

実施期間:令和5年4月から令和10年3月までの5か年

(ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではない)

- 令和5年度の実施要綱における主な変更点は以下のとおり。
 - 医療的ケア児保育支援加算の創設(医療的ケア児を受け入れる施設において、看護師等を新たに配置する場合等に交付する加算を新設。)
 - 保育士等処遇改善臨時加算を処遇改善等加算Ⅲに変更

2.令和5年度の事業の実施方針について

委託事業

受託事業者:公益財団法人児童育成協会

- (1)指導・監査、巡回指導
 - ○保育の質や事業の継続性・安定性の確保等を図るため、①立入調査(保育面を中心とした全般的な指導・監査)、 ②午睡時抜き打ち調査、③専門的財務監査、④専門的労務監査を実施する。
 - 保育の質の向上等を図るため、指導・監査とは別に⑤巡回指導を実施し、施設における保育内容等に関する助言・指導を行う。

		①立入調査 (保育面を中心とした 全般的な指導・監査)	②午睡時抜き打ち調査	③専門的財務監査	④専門的労務監査	⑤巡回指導
	目的	企業主導型保育事業指導・監査 等基準に基づき、計画的かつ継 続的な立入調査を行い、利用児 童の安全確保及び適正な施設運 営を図る。	査等基準に基づき、午睡時の 職員配置状況や午睡状況等の	の監査に特化した指導監査を行い、助成金の不正使用や不適切な会計処理などが行われていないかを確認し、施設における助	点的に確認することにより、保	児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に 関する助言・指導を行い、保育
:	実施者	○児童育成協会 ○再委託事業者	○児童育成協会	○再委託事業者	○再委託事業者	○児童育成協会○各地域の保育士、保育有 識者等に再委託を行って実施
実	施対象	全施設	0・1歳児が3人以上、保育 士比率が100%未満の施設の うち、前年度の立入調査で指 摘があった施設等	うち、過去の立入調査や完了報 告審査において会計関係の指摘	設のうち、過去の立入調査にお	指導を希望する施設、保育内容
語		・保育所運営に係る一般的 事項 ・設備基準 ・児童に係る関係書類 ・職員に係る関係書類 ・給食・衛生環境	・職員配置状況・乳幼児の確認・室内環境・不審者の侵入防止対策	・経理区分 ・会計一般(予算/帳簿整備/ 契約/決算等) ・収入・支出(費目内訳/関係 会社等との取引/積立資産等)	・帳簿整備	・保育の状況・健康安全の状況・食事の状況・保護者との連携状況・虐待防止・保育実践

2.令和5年度の事業の実施方針について

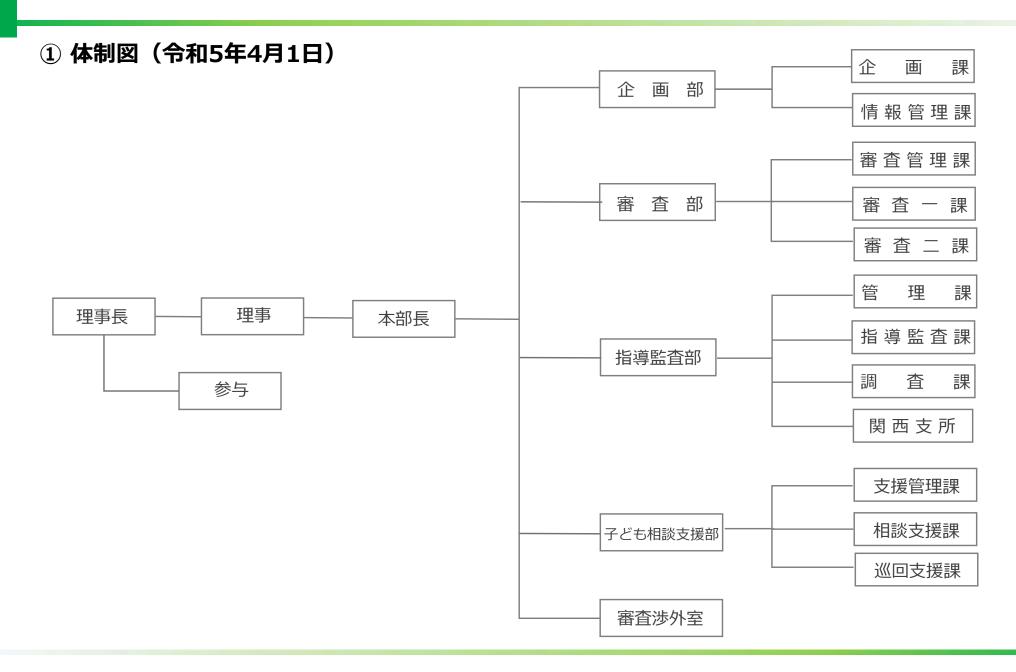
(2) 研修

○ 施設の施設長及び保育従事者等の資質向上及び専門性の向上を図るため、以下の研修を実施。

研修名	施設長等研修	保育士研修 (キャリアアップ研修)	保育安全研修		
目的		乳児保育や障害児保育等について理解を深め、 適切な保育計画の作成・保育環境の構築を行 い、他の保育士等に助言及び指導ができるよ う、実践的な能力を身に付ける。	行うとともに、保護者がこどもを安心して預		
研修期間	令和5年10月〜令和6年1月 ※集合研修は、全国7か所(札幌、仙台、 東京、名古屋、大阪、広島、福岡)で開催 予定。	令和5年8月~令和6年2月	令和5年8月~令和5年10月		
実施事業者	○再委託事業者	○再委託事業者	○再委託事業者		
定員	約4,500人	約7,200人	約4,300人		

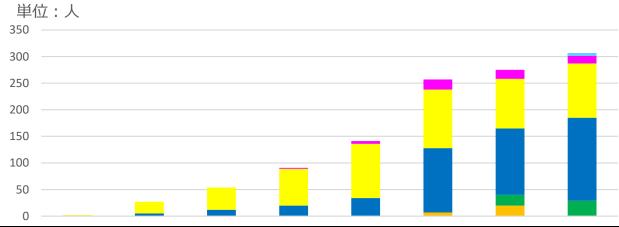
(3)相談支援等

- 事業実施者や利用者等からの相談・質問(保育全般、安全管理、財務、労務等)に対応する窓口を 設置。汎用的な内容については「よくある質問(FAQ)」として公開。
- 施設の急な休廃止等の事態を未然に防止するため、事業実施者及び施設の財務状況やニーズ等を 踏まえて、事業の継続に備えたマッチングの仕組みの構築等を行う。



令和5年度児童育成協会の体制・人員推移

②人員数の推移



所属部署/年月日	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
■ 企画部				2	5	19	17	14
うち、公認会計士						0	2	1
審査部	2	22	42	69	102	110	93	102
うち、保育士		1	1	1	1	3	4	4
うち、建築士		2	4	7	8	7	7	7
うち、公認会計士								1
うち、社会保険労務士※					1	0	1	0
■ 指導監査部		5	12	20	34	121	125	156
うち、保育士			1	2	3	13	17	21
うち、公認会計士						2	0	0
■ 子ども相談支援部							20	29
うち、保育士							2	6
<mark></mark> 関西支所 [※]						7	20	(26)
うち、保育士						0	2	(4)
審査渉外室								5
合 計 (本部長・副本部長を除く)	2	27	54	91	141	257	275	306
(うち、保育士)	0	1	2	3	4	16	25	31
参考) 巡回指導員数					5 (R3.01時点)	16	16	19

^{※1、}社会保険労務士については令和3年8月以降、社労士事務所と顧問契約を締結している。

^{2、}関西支所は、令和5年度から指導監査部の組織内に変更。